

## 研究者になりたい人のための倫理

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/5500">http://hdl.handle.net/2297/5500</a>

# 「研究者になりたい人のための倫理」

大学教育開発・支援センター 青野 透

## 第1回講義録

授業の概要に加え、なぜ「研究者になりたい人」が「倫理」を学ばねばならないのか、という点について述べた。

まず、『シラバス』に従って、授業の全体の目的と内容を中心に概要を述べた。

特にこの授業企画が、金沢大学の21世紀COEプログラム「発達・学習・記憶と障害の革新脳科学の創成」によって行われていることを確認した。

21世紀COEプログラムについて簡単に紹介した。

人類に最後に残された未知の領域とも言われるのが「脳」である。しかも、21世紀に最もその発展が期待され、注目されているのが、脳の科学である。林学長がこの研究についての本学HPで述べていることを引用すると、

「革新的な学術の創成には、ツールや技術の開発による新領域の開拓、要素の統合や階層の接続による新領域の展開、…さらには学問領域の学際、総合及び学融合の展開などをもって新たな知を創造し、それを体系化することが必要である。本COEプログラムでは、RNA新技術による関連遺伝子の包括的探索と機能分子の同定、及びそれらのマウスへの拡張、さらにはヒト高次脳機能を非侵襲的に計測する機器の小型化と小動物への応用が計画されている。そして最終的には分子からヒトに至る階層を接続し、学術領域を架橋・融合することで心の発達、学習、記憶の機構を解明しようとしている。本COEプログラムが取り組む『革新脳科学の創成』は、学術の創成に必要なすべての条件を具備した壮大な計画」である。

このような文字通り最先端の科学研究としての国際的拠点作りを目指したCOEの取組のなかで、倫理を問うことの必要性が主張されているのである。

なぜ、今、研究者になりたい人、そして研究者である人が、倫理を学ばねばならないのか。この授業では、副題に「先端科学を中心に」としているが、たとえば、生命倫理について、国際的には次のような状況にあることが報道によって知られる。

「[http://www.chunichi.co.jp/00/kok/20051003/mng\\_\\_\\_\\_\\_kok\\_\\_\\_\\_\\_002.shtml](http://www.chunichi.co.jp/00/kok/20051003/mng_____kok_____002.shtml)

生命倫理に世界共通原則 ユネスコで宣言採択へ【ワシントン＝共同】

人間の細胞を使った研究や医療行為などの際、守るべき生命倫理の基本原則を包括的に盛り込んだ初の『生命倫理と人権に関する世界宣言』案がまとまり、パリで三日から始まる国連教育科学文化機関（ユネスコ）総会で採択を目指すことになった。

二十八条からなり、人間の尊厳や自己決定の尊重など理念的な規定が中心。

生命倫理をめぐるのはこれまで、世界レベルで共通の土台となる基本原則がなかった。起草に携わった専門家は『個別の問題の議論を深める出発点としても重要だ』としている。

宣言案は『(被験者や患者への) 利益は最大に、害は最小に』『十分な説明に基づく同意』『多様な文化と価値観の尊重』などの一般原則を明記した。その上で、原則実現の手段として、研究の妥当性などを審査する独立した倫理委員会の設置が必要と指摘し、各国政府に設置を奨励するよう要請。

また、先進国が発展途上国で研究を行う場合などを想定し、(1) 倫理審査は研究現場の国だけでなく自国でも受ける (2) 研究は現地の需要に合わせた内容にする (3) 臓器や遺伝資源の違法な取引を根絶する - ことも規定。

生命倫理をめぐる制度が未確立な途上国が不利益を受けず、研究成果を共有できる公正な取り扱いを求めた。

ユネスコは二年前の総会で、生命倫理の包括的な宣言策定を決定。日本など各国の専門家が草案を起草、総会に先立つ政府間会合で宣言案が大筋で合意された。」

国際的な状況はこれで確認される。

国内ではどうか。たとえば、ヒトクローン問題で次のような議論が起きている。

「<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20050929-00000095-mai-soci>

<ヒト受精卵>研究ルール策定で研究委発足 1年かけ議論

人間の受精卵(胚(はい))を使う研究についてルール作りをするため、厚生労働省は29日、『ヒト胚研究に関する専門委員会』(座長・笹月健彦国立国際医療センター総長)を発足させた。生殖補助医療研究などのために新たな受精卵を作成してよい条件や、具体的に認められる研究内容、研究前の倫理審査に必要な体制などについて、約1年かけて公開で議論する。

受精卵については昨年7月、総合科学技術会議生命倫理専門調査会が『生殖補助医療の研究のための受精卵の作成は容認し得る』とする報告書を発表した。報告書は同時に、同省にガイドライン作りと審査体制の整備を求めた。

【高木昭午】(毎日新聞) - 9月29日

この問題については、私自身、日本産婦人科学会のある倫理委員会でも人工生殖医療についてのガイドライン作りのメンバーであったことがあり、そのときの経験からすれば、こうした規制は、医師の手足を縛るものとなるため、なかなか実現しない傾向にあることを指摘した。

事実、厚生労働省の関連ワーキンググループでは数年にわたって議論しながら、その答申はたなざらしとなっており、私が関係した学会のガイドライン作成も、数回の会議開催後、事実上、解散状態になっている。少なくとも、日本において、法律はもちろん、省令レベルの規制も非常に作成困難であること、学会のガイドラインは違反者に対する明確なサンクションが無い、あっても学会除名までであり、実効性に乏しく、事実ガイドライン無視の人工生殖医療技術が公然と行われているという事実を確認した。

さて、そもそも、最先端研究においてのみ倫理が必要なのか、ということも問うておかなければならない、この授業では、先端研究を事例に考察をすることが多くなる。先端研究とはい

えない研究一般においても倫理の位置づけをどうすべきなのかを、常に念頭に置きながら授業を受けてもらうことを受講生に希望として伝えた。

アプローチの方法としては、二つのキーワードそれぞれを、個別に考察しておくことが必要であろう。

まず、研究とは何かを考える。研究という仕事の特殊性はどこにあるのか具体的には、人間の他の営みとはどう違うのかを問うことになるが、その際、いったい誰のために、そして何のために行うのかは常に問うことになる。

次に、倫理とは何かを考える。他の規範とはどう違うのか、特に法律との違いは欠かせぬポイントとなる。

そして、研究者固有の倫理とは何かを問うことになる。

その後、研究者倫理についての研究の現状を、医学中央雑誌の検索結果を例にひいて、紹介した。

最後に、具体的な授業の進行予定を、第二シラバスとして、各回担当者の授業内容の概要を紹介した。その際、シラバスにあるように、他の教員への授業公開を前提とし、他の教員の参観の可能性があることを告げた。

なお、双方向遠隔授業の実施のため、通常の授業とは異なる授業参加になることについて説明した。留意点を2点示した。(1) 発言希望の場合は、机上のマイクのスイッチをいれ、点灯確認後に話し始めること、発言終了後は、かならず、スイッチをオフにすること。(2) 受信側会場で教職員不在の場合には、①映像について不具合がある場合は、机上のマイクで、講師に対して連絡、②音声について不具合がある場合は、動作により、映像にて、講師に対して連絡、の2点である。

以上

## 第14回講義録

冒頭、これまでの講義について、授業コーディネーターとしてのまとめを行った。

### (1) これまでの授業の振り返り

最初に、この授業企画のそもそもの発端となった本学の脳研究 COE に関連して、次のような文献により、「脳の世紀」とも言われる 21 世紀の現時点における、脳科学最先端の研究者の長期的予測について紹介した。

「脳科学の夢」金澤一郎(国立精神・神経センター総長) 医学界新聞 2006 年 1 月 9 日号「脳の科学が、近頃特に注目されていると感じる。私自身がその分野に身を置いているせいかと思うと、どうもそれだけではないらしい。まったく別分野の研究者から、同じような感想を何度も聞いたからだ。…ところで、学問的にはわれわれは何をめざしているのだろうか? 例えば、人間が人間らしく生きている原理に対して、現在使える道具(検査・研究機器)を用

いて、現在使える方法（測定法・検出法など）を適応し、その本質に迫ることが1つであろう。特に脳科学では、『ある脳機能（例えば言語）に対して、脳のどの領域のどのニューロンが、どの分子を使ってどの分子群のサポートを得ながらその機能を果たしているか、について生きている脳で明らかにする』といったイメージがある。これは1つの夢であろう。一方で、『大脳のニューロン群の電氣的活動を脳の外に誘導し、コンピュータ処理しその中から有効情報を抽出し、『体外の機器』を動かす』という研究の方向がある。実際に米国を中心に進んでいるが、臨床応用できる時が来れば身体障害者には大いなる福音になるだろう。これも1つの夢であるが、実現の可能性があるような気がする。最後が脳の病気の克服であり、最近解明されたヒトゲノムの知識の上に立った創薬も夢ではなくなっている。私はむしろ近年大いに発達してきたRNAiに期待を寄せている。悪いことをする遺伝子の発現を選択的に抑制するこの方法が、臨床的に利用できるかも知れない期待に胸を膨らませている。かつては不可能の一言であった遺伝病（すべてではないが）の治療も、こうした分子を脳内に確実に届ける方法を確立すれば、夢ではなくなると思っている。」

このような夢を実現するためにその過程において忘れてはならないのが、研究者倫理、科学者倫理であることを強調した。

そのさいに、前回の受講生ミニッツペーパー教材として提示した。

12月20日の受講生感想より、「優生学についての授業が続いているが、今日のビデオを見てもその始まりが人口増加、特に移民などによる人口増加、それに伴うスラム化→社会負担の増大であることが分かる。これらは果たして私が解決できる問題なのだろうか。

むしろ経済学者や社会学者の分野の問題におもえてしまうのは私が現代に生きているからなのだろうか。また結局のところ話は国家の財政問題に帰着する。

この金がらみの話が人の命とつながることに理不尽さを感じるのもまた私が今の人間だからだろうか。

ゴルトンは遺伝の法則を知らなかったしダベンポートは遺伝を過大解釈しすぎた。彼らは知らなかったからで許されるところがある。また科学が発展の一途をたどっていた時代で、ダーウィンの理論が宗教界に抹殺されずに生き延びたのも時期にあったということもあるだろう。

その時代に社会問題すら科学の力で解決できるのではないかとかんがえる人がでてくるのはあるいみ自然なのかもしれない。たぶんゴルトンがやらなかったら後の次代の人間にはなるかもしれないけれど別の誰かが手をつけていた研究だろう。」

このミニッツペーパーを、授業内容の的確なまとめとユニーク視点の提示であることを評価して紹介した。

今となっては<常識>となっているダーウィン流の自然観が、発見当時はいかに大きな概念的飛躍であったことか、その歴史的経緯の詳細を、細見教授や野村教授の授業で受講生たちがどのように学びえたかを、他のミニッツペーパーも簡単に紹介して確認する作業も行った。

## (2) 研究者とは何か

まず、日本における研究と研究者の定義を確認した。

総務省が発表しているデータは次のようになっている。

「平成 17 年科学技術研究調査」（総務省 平成 17 年 12 月 13 日）によると、

「1 科学技術研究費の動向」は

- ◆ 平成 16 年度の我が国の科学技術研究費は、16 兆 9376 億円で、前年度に比べ 0.8% の増加
- ◆ 国内総生産（GDP）に対する研究費の比率は、3.35% と過去最高（3 年連続同率）である

「2 研究者数の動向」については、

- ◆ 研究者数は 79 万 900 人で、前年に比べ 0.5% の増加」としている。

ここでの「研究者」の定義は、「大学の課程を修了した者で、特定の研究テーマをもって研究を行っている者」である。

この定義だと、実際には研究者像は見えてこない。

そこで次に、

文部科学省のデータを見てみることにする。

文部科学省が毎年調査している「学校基本調査速報－平成 17 年度－」から、高等教育機関の教員数を抜粋した。

「大学教員数 161,713 短大教員数 11,964 高専教員数 4,469」

となる。高等教育機関の教員は研究を前提として教育するのであり、研究者の数はこれが最も少なく見積もった数字となる。科学研究費補助金を申請することができる研究者番号が付与される組織はこれに限らないことも付け加えた。

一方、同じ調査では「大学卒業者 551,016 修士修了者 71,276 博士修了者 15,286」となっている。

これらの学部卒業生のうちの少し、修士修了者のある程度、そして博士修了者のほとんどが、研究者となる。

受講生たちに、この授業は、「研究者になりたい人のため」と銘打った授業ではあるが、実際に研究者志望がいるかどうかを確認した。

そして、各自に「なぜ、研究者になりたいのか」をその場で問いかけ、あるいは自問自答させた。

さらに、どんな研究者になりたいのかも、質問した。その内容として、これからは特に自覚するように求められるのが、研究者倫理であることを伝えた。

## (3) 倫理とは何か

倫理の定義を簡単に行った。

つまり、広くとらえると、「…すべきである」あるいは「…してはならない」との末尾を

持つ文章、いわゆるルール（社会規範）の中に、倫理は含まれる。

そして、ルールはまず、「何を守るべきか」が問題となり、倫理はいわゆるガイドラインとして具体化されるが、同時に、「どのようにして守らせるか」という、方法の問題、あるいは、法の機能が問われることになる。

ここで、次の新聞社説を引用した。

『日経新聞』2004年3月2日付の「事業者倫理にもとる感染鶏の出荷」と題する社説である。

以下はその抜粋である。

「ウイルスは典型的な寄生生物である。生きた細胞に感染するしか、増殖の道はない。生体の外部に出たウイルスの寿命はそう長くない。ウイルス病が広がるのは、感染した動物が動き回り、フンや体液、呼吸などでウイルスをまき散らすからだ。

鳥インフルエンザも例外ではない。最も危険なのは、感染してまだ生きている鶏である。ところが、京都府丹波町の採卵養鶏場『浅田農産船井農場』は、飼育中の鶏の大量死を隠して、高病原性インフルエンザに感染した鶏を大量に食肉用に出荷していた。…家畜伝染病予防法に照らして、厳正な事実解明と処分が必要だろう。

法律以前の職業倫理も問いたい。食品を供給し、生物を大量に高密度で飼育する事業者として、安全や衛生の観念があまりにも希薄だ。渡り鳥の体内や人間に付着して伝播するといわれる鳥インフルエンザ。感染拡大を防ぐには、火ダネが小さいうちに消し止めていく愚直な作戦しかない。その中核にあるのが、事業者の確固たる倫理観だ。…」

日経新聞の社説であり、ここで使われている用語が、会社人たちの共通認識を形成しているとすれば、職業倫理とは法律以前のものであり、それは<安全や衛生の観念>と言い換えられているのである。法律以前の職業倫理を守ることは言うまでもないことなのである。

研究者の場合にこれを応用したらどうなるのか。研究者をそれとして縛る法律はない。したがって、文字通り「愚直に」倫理を守ることだけが最低限の「守るべきこと」になる。

これは、そのまま、研究の特性の反映でもある。つまり、多くの研究はすぐには回答がでない。数十年後に成否が判ることさえある。

例えば、研究の応用としての医療の現場において、顕微授精の技術が広く使われるようになってきている。ひとりの医師が、ある卵子、精子を選択したことは、場合によっては、その影響が孫にまで及ぶかもしれないという現実。

法的責任追及の限界、すなわち結果がでるのが、あまりにも未来のことである。また、あまりにも影響が広範囲である。そして何より、人命に関わるものであって、他とは決定的に違う対応が必要である。

#### (4) 法・倫理・ガイドライン

研究者の倫理を規定した法は存在しない。

日本国憲法の原則である、基本的人権の尊重で学問の自由は保障されているからでもある。そんななかで研究者による不祥事の報道が相次いだ。

東大教授論文、裏付け再実験「不十分」 調査委結論『朝日新聞』 2006年01月15日  
「生命科学の分野で著名な多比良和誠（たいら・かずなり）東大教授のグループが英科学誌ネイチャーなどに発表した論文について、裏付けとなるデータがないために東京大学大学院工学系研究科が再実験を求めている問題で、調査委員会は14日、教授らが提出した再実験の結果は不十分として「疑いは晴らせなかった」と結論づけ、最終報告をまとめることを決めた。

韓国・ソウル大学教授の論文捏造（ねつぞう）の衝撃がさめやらない中、日本でも疑問が出た論文の真实性を当事者が期限内に証明できないという事態が出現した。」

一方、読売新聞2005年12月28日は、「論文ねつ造に罰則、研究費返還請求も…文科省が導入へ」と題して次のように報じた。「一流大学の研究者による論文データのねつ造や改ざんが国内外で相次ぐ中、文部科学省は、研究現場の監視を強化し、不正を行った研究者に罰則を科す制度を導入することを決めた。各大学・研究機関に不正告発を受理する窓口の設置を進め、来年3月、内部調査を監督する特別委員会を同省の審議会傘下に置く。制度の細部については今後検討を進め、来夏発表する2007年度分研究資金の公募要領に罰則などを明記する。」

## (5) 課題

最後に、研究者にならない人にとって、このような「研究者倫理」について学ぶ意義について確認しておいた。

ここでは、「専門家とは何か」という問題に問いを収斂させた。つまり、研究者になるのはごく一部の人であるが、いずれの職業に就くにしても、専門家としての倫理は問われることになる。

ここで、職業とは何か、を確認しておく。

材料となるのは、『朝日新聞』2005年12月31日付け社説である。タイトルは「企業不祥事「職業人」の倫理を磨こう」であった。2005年を終わるにあたって、朝日新聞社の論説担当者はこう記したのである。

「この1年、『職業人』の誇りや責任が問われ続けた。4月、JR宝塚線で100人を超える死者を出す脱線事故を起こしたJR西日本の運転士は、制限速度をはるかに超えて電車を走らせていた。4人がカネボウの巨額の粉飾決算に関与したとして、9月には公認会計士が逮捕された。11月に発覚した耐震強度偽装事件では、構造計算書を1級建築士が改ざんしていた。元請けの設計事務所や民間検査会社は、ともに専門家を抱えていながら、不正を見破れなかったことになる。他人事（ひとごと）ではない。

朝日新聞でも虚偽の取材メモが基になった記事が載るなど、記者倫理にかかわる不祥事があった。

原因はまちまちだが、重い責任を託された職業人としての自覚がもう少しあったなら、こんな事態を招いたのだろうか。…経営者が製品やサービスの質よりも、株価や利益率といった

目先の数字にこだわり過ぎれば、安全にかかわる投資や出費を無用なコストと受け止めても不思議ではない。昇進や待遇の決定権を握るトップの影響力は絶大だ。従業員も「成果主義」の僕（しもべ）として職業人の誇りを捨てる結果になりかねない。もうけ一辺倒の経済人が幅をきかせているが、社会での役割に誇りを持つ職業人としての倫理を磨くことの大切さを、会社の経営者も、そこで働く人々も忘れてはならない。企業社会は、安全や信頼を失えば足元から崩れていく。」

ここでは、誇りと倫理は一對のものとして指摘されているのであった。

最後に以下の文章を紹介して、授業を終えた。

「科学における不正行為とその防止－日本学術会議・学術と社会常置委員会報告から－」

<http://www.jca.gr.jp/e07.html>

関口 尚志（フェリス女学院大学）御園生 誠（工学院大学）

以下の一文は、日本学術会議（第18期）学術と社会常置委員会（委員長 関口尚志）がワーキンググループ（座長 御園生 誠）を中心にとりまとめた対外報告「科学における不正行為とその防止について」（平成15年6月24日）を、関口・御園生両名が、その趣旨を損なわぬよう、約半分に圧縮したコンサイス版である。「科学における不正行為」は科学者・技術者倫理の問題の一部だが、その基礎をなすものである。社会的にも科学者コミュニティにおいても問われるべきこの「不正行為」の問題が、この報告を一つの契機として積極的に取り上げられることを期待したい。（平成15年8月8日）

#### ●科学における不正行為とその防止について（コンサイス版）

科学（技術を含む）の社会的役割が増大するにともない、科学者（技術者を含む）の職業倫理が、科学にとって、また社会にとって看過できない大きな問題になっている。科学者倫理は科学の健全な発展にとって欠かせない行動規範の基礎であり、社会が寄せる科学への信頼の基礎でもある。

しかし、残念なことに、近年、国内外で研究上の倫理にもとる科学者の行為、あるいはその疑いをもたれる事件が相次いで起こっている。米国研究公正局（Office of Research Integrity, ORI）では1993-97年に生命科学関係で約1000件の不正行為の申し立てを受け、218件を調査し76件に不正を確認したという（文献1）。それ以後も増加は著しく、調査件数で見ると、2001年には127件を数えている（文献2）。

日本学術会議では、学術の社会的役割を重視する立場から、科学者が市民の負託を受けて研究し社会の期待に応える説明責任を果たすという「負託自治」の理念を重視してきた。科学の社会的影響が強まるとともに、その社会的責任も大きくなり、科学者像の変革、負託自治の倫理の確立が緊急の課題とされている（文献3）。

本報告はこのような問題意識に立って、科学者倫理につき、科学者の研究遂行、成果発表における「不正行為」（Scientific misconduct）－捏造、改ざん、盗用など－を中心に、その実態と防止・対応策について問題を提起することを課題とする。

## ◆ 組織的な背景

### (1) 【成員自身が主要受益者であるアカデミック共同体】

「象牙の塔」といわれた古典的な大学で、「学問的誠実性の原理」が当然の慣習・習律として遵守され、科学者同僚集団の自主的規律が不正行為を抑止した。それだけに、特権的ギルド化の危険もあり、権力的作用が加われば、アカデミック・ハラスメントが発生する。

### (2) 【クライアントが主要受益者である専門サービス組織】

学生や患者といったクライアントを「当事者」ではなく「対象」として扱うパターンリズムないし専門家支配（たとえば、ドクター・ハラスメント）や、ラインの管理規律によるピアレビューの侵害など、不正行為の構造的圧力の危険がある。

### (3) 【公衆一般が主要受益者である公益的組織】

社会全体、人類全体に貢献する知的生産の場である大学は、本来、公益的、公共的組織である。閉鎖性と特権性に陥らぬよう、適切な外部評価等、パブリック・コントロールの制度設計が課題である。

### (4) 【所有者が主要受益者であるビジネス型組織】

公正な競争とメリットベースの切磋琢磨は科学的研究の本性で、純真な競技ルールの下での優勝劣敗はさわやかといってよい。しかし、科学的メリットは社会的名誉、地位、研究資金の源泉となり、さらには、科学研究への市場原理の侵入とプロフィットがらみの過当競争によって知的所有権の帰属や収益の配分など研究成果の取り扱いをめぐる紛争も絶えないから、不正行為、不法行為の新しい誘因が生じている。

科学における不正行為は、(1) 科学者が関与する各組織類型それぞれの規範(組織コード)からの逸脱として、また、(2) 複合的な諸組織の諸規範が相互に矛盾し未調整なこと(複数の組織コードの混乱)によって生ずる逸脱として、二重のコンテキストで考えられる必要がある。後者②の場合としては、第一に、どのような規範も社会の変化とともに変化する(アノミー化と制度化という転換のサイクルをもつ)という歴史的な推移があり、第二に、学術の国際化の進展の過程で各国・諸地域の諸規範が相剋し「文化の壁」を形成するという空間的・文化的な事情がある。現在はまさに、諸組織・諸規範の転換期であり交流と摩擦の時代である。

とくに「負託自治」の倫理の構築という視点からみると、「象牙の塔」のノルムと「開かれた」科学者コミュニティのノルムとの共生と相剋があり、「内部告発」になじまぬ「ムラ意識」が市場原理・利益優先の誘惑と共存する。同時に患者の自己決定権を侵す臨床研究があり、国際紛争の舞台には遺伝子スパイ容疑(文献4)で起訴された生命科学研究者も登場する。「組織論としての俯瞰主義」が必要とされている。

## ◆ 研究倫理と不正行為

研究倫理は学術全体に共通する問題で、また研究者個人だけでなく研究組織についても問われるべきものである。科学における不正行為として本報告では研究の遂行、成果の発表に

関するものを中心に上げるが、そうした不正行為として多く問題にされているのは、FFPと総称される捏造 (Fabrication)、改ざん (Falsification)、盗用 (Plagiarism) である。しかしこのほかにも、不適切なオーサーシップ、重複発表、引用の不備・不正、さらには新規性の詐称、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現 (レトリックの誘惑) 等の不正がある。マスメディアのセンセーショナリズムが科学者の良心を歪めることも少なくない。また、研究過程における不適切な安全管理、実験材料や情報の誤った管理、技術的成果の安全審査・点検・修理とその報告、研究グループ内の人間関係や研究成果の帰属に関する処理等についての問題も存在する。研究組織内のセクシャル／アカデミック・ハラスメントはそれ自身が不正行為であるほか、それらが FFP 等を誘発する場合がある。

- ◆ 過去の事例 以下略
- ◆ 不正行為の特徴
- ◆ 対応策
- ◆ 提言
- ◆ 参考文献

以上